

(目的)

第1条 この要綱は、視覚障害者等の屋外での移動が困難な障害者等に対して、ガイドヘルパーを派遣し外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、串間市とする。

(事業内容)

第3条 移動支援事業（以下「事業」という。）とは、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）に移動の支援の必要があると市長が認めた障害者等に対し、ガイドヘルパーを派遣することをいう。

(利用の申請)

第4条 事業を利用しようとする者は、移動支援事業利用申請書(様式第1号)により、あらかじめ市長に申請するものとする。

2 前項の申請は、事業を利用しようとする者又はその者が属する世帯の生計中心者（以下「申請者」という。）が行うものとする。

(利用の決定等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、支援が必要と認めたときは、次に掲げる事項について決定するものとする。

- (1) 1月間におけるサービスの利用量
- (2) 事業利用に係る有効期間
- (3) 負担上限月額
- (4) その他必要な事項

2 前項第3号の負担上限月額の決定は、**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項の規定を用いて行う**ものとする。

3 市長は、事業利用を決定したときは、申請者に対し、移動支援事業利用決定通知書（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）を交付するものとする。

(利用決定の変更等)

第6条 前条第3項の規定により決定通知書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、現に受けている利用決定に係る利用量を変更する必要があるときは、市長に対し、当該利用決定の変更の申請をすることができる。

2 市長は、前項の申請又は職権により、必要があると認めるときは、利用決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市長は、当該決定に係る利用者に対し決定通知書の提出を求めるものとする。

3 市長は、前項の利用決定の変更の決定を行ったときは、決定通知書に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該利用決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者が、移動支援事業によりガイドヘルパーの派遣を受ける必要がなくなったと認めるとき。
- (2) 利用者が、利用決定の有効期間内に、串間市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。
- (3) 申請者が、第4条第1項の規定による申請に関し、虚偽の申請をしたとき。

5 前項の規定により利用決定の取消しを行ったときには、当該取消しに係る利用者に対し決定通知書の返還を求めるものとする。

(登録の申請等)

第7条 この事業において、ガイドヘルパーの派遣を行おうとする事業者（以下「事業者」という。）は、あらかじめ市長に、移動支援事業者登録申請書（様式第3号）及び次に掲げる事項を記載した書類により申請を行うものとする。

- (1) 事業者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書
- (2) 事業所の平面図
- (3) 運営規程
- (4) 障害者等又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- (5) 当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- (6) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (7) その他登録に関し必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第36条第3項中の第1号から第3号まで、第5号から第7号まで、第9号又は第10号の基準に照らして登録することが適当と認めるときは、移動支援事業者登録通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 前項の規定により登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、次に掲げる事項について変更があったときは、市長に、当該変更に係る事項について、登録事業者変更届出書（様式第5号）により届け出なければならない。

- (1) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- (3) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書
- (4) 事業所の平面図
- (5) 運営規程

4 登録事業者は、事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、事業廃止・休止・再開届出書（様式第6号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

5 市長は、登録事業者が支援法第50条第1項に定める基準のいずれかに該当するときは、当該登録事業者に係る第2項の登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとする。

(利用契約等)

第8条 利用者は、登録事業者に決定通知書を提示して利用契約等の利用に関する手続を行うものとする。

(利用者に対する給付)

第9条 利用者に対する給付額は、支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月29日厚生労働省告示第169号）のうちの外出介護に係る基準を用いて算出したガイドヘルパー派遣に係る費用総額（以下「費用総額」という。）から当該費用総額の100分の10に相当する額（第5条第1項第3号に定める負担上限月額を上限とする。）を控除して得た額とする。

2 市長は、前項に定める額について、利用者から登録事業者に対して受領の委任があったときは、当該事業者に支払うことができるものとする。この場合において、委任のあった登録事業者は、移動支援事業請求書（様式第7号）により請求するものとする。

(利用の中止)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、事業の利用中止をすることができる。

(1) 利用者又はその家族が感染性の疾患を有し、ガイドヘルパーの健康が損なわれるおそれがある場合

(2) その他市長がサービスを提供することが不相当と認める場合

(その他)

第11条 この事業を行うために必要な事項について、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成25年串間市告示第20号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成十八年一月二十五日政令第十号)

【該当箇所抜粋】

第三款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給（第十七条一第十九条）

第三款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給

（指定障害福祉サービス等に係る**負担上限月額**）

第十七条 法第二十九条第三項第二号 に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第四十三条の五第三項及び第五項において「**負担上限月額**」という。）は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円
- 二 支給決定障害者等（共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者（厚生労働大臣が定める者に限る。）を除く。以下この号及び次号並びに第十九条第二号ロ及びハにおいて同じ。）であって、次に掲げる者に該当するもの（第四号に掲げる者を除く。） 九千三百円
- イ 指定障害者支援施設等（法第三十四条第一項 に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項 に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による**市町村民税**（同法 の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号 に掲げる所得割（同法第三百二十八条 の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法 附則第五条の四第六項 その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が二十八万円未満であるもの
- ロ 指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者（法第十九条第一項 の規定により同項 に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法 の規定による**市町村民税**の同法第二百九十二条第一項第二号 に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの

三 支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による**市町村民税**の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの（前号及び次号に掲げる者を除く。） 四千六百元

四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）を除く。以下「特定支給決定障害者」という。）にあっては、その配偶者に限る。）が指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による**市町村民税**（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号ニ、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該**市町村民税**を免除された者を含むものとし、当該**市町村民税**の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者（同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零